

第5 学生指導

1 学生生活への配慮

(1) 学生委員会の組織と今までの活動状況

ア 組織

学生委員会は「新潟県立看護短期大学教授会規程」第6条の規定に基づき、教授会に設けられており、委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、新潟県立看護短期大学委員会規程に定められている。学生委員会へは学生部長の出席を求め、主に厚生指導に関連した事項について意見を聴している。所管事項は、第2の2(1)のとおりである。

イ 今までの活動概略

学生委員会の所管事項について、具体的な活動内容は以下のとおりである。

(ア) 学生の保健管理に関して（学生の健康診断結果のまとめと対応）

- a 保健室の管理
- b 保健室の利用状況のまとめ
- c 学外実習に伴う感染事故等の対策
- d 心理相談

(イ) 修学資金貸与事業に関して

- a 各種奨学生の選考

(ウ) 授業料の減免に関して

- a 授業料の減免審査

(エ) 学生の課外活動に関して

- a 自治会活動支援
- b 学内での課外活動（サークル活動）の支援
- c 学外での課外活動（ボランティア活動等）の支援
- d 海外研修支援

(オ) 学生生活に関して

- a 日常生活の相談
- b 長期休業中の生活指導
- c アパート情報の提供
- d 学生のアルバイトについての相談
- e 学生の事件・事故等の相談
- f 大学施設の利用についての検討
- g 食堂利用についての検討
- h 食堂委員会の運営

(カ) 新入生ガイダンスに関して

- a 学内ガイダンスの企画と実施
- b 学外ガイダンスの企画と実施

(2) 学生の保健管理

ア 健康管理

学生の健康管理については、学校保健法に基づき学校医の任命、保健室の設置・運営、健康診断等を実施している。健康診断は例年4月に実施している。

学校医は身体面の健康相談と指導、定期健康診断後精密検査の必要な学生に対する個別指導のほか、随時発生する急病者の診察・治療処置を行っている。

イ 保健室の管理と利用状況のまとめ

保健室には、健康相談・健康診断・健康指導に必要な物品、発病や事故に対処するための備品・医薬品を常備している。その管理運営は学生委員会が担当し、定期的に備品・医薬品の点検と補充を行っている。そして学校医とともに学生の健康状態に留意し、急病・疾病発生時には速やかに対応し、必要時健康指導・生活指導を行うなど学生の健康維持に努めている。過去6年間の保健室の利用状況は下表のとおりである。

表5-1 保健室の利用状況 (単位：人)

	内科系 腹痛,頭痛, 発熱,貧血等	外科・整形 捻挫,打撲, 切傷等	耳鼻・眼 皮膚・歯 鼻出血,歯痛, 火傷等	その他 不明	合計
6年度	41	29	3		73
7年度	128	28	6	8	170
8年度	121	19	3	4	147
9年度	134	43	6		183
10年度	133	32	6	5	176
11年度	168	48	2	3	221

ウ 学外実習に伴う感染事故等の対策

感染事故等の対策については、平成9年度に「感染防止対策マニュアル」を作成し、入学時ガイダンス及び実習開始前にオリエンテーションを実施して、迅速かつ適切な対応が取れるよう努めている。

また、学内外の病気や事故に備え「学生教育研究災害障害保険」及び病院等での実習における賠償補償を含む「学生総合補償保険」への加入を勧めている。

前者の保険は全員加入を原則としている。後者は任意加入とし、全学生の約10%が

加入している。

エ 心理相談

子供から大人への過渡期であり、不安定な青年期にある学生は様々な悩みを抱えていると思われる。問題の性質によっては、未解決のままにしておくとならざる不適合行動を生じやすい。こうした問題が深刻化しない時期に、気軽に相談できて、悩みや不安を軽減、解消、また時には成長へのきっかけとなるように導くことを目的とし、平成7年度より心理相談室を設置した。

心理相談は予約制とし、毎週1回特定曜日に5セッション（1セッション約50分）行った。相談の内容は、主として青年期アイデンティティに関連した問題、対人的な悩み、不安、学習意欲減退などであり、全学生の約5%が利用し効果を上げてきた。

カウンセリングや心理判定などの業務には本学の心理学担当教員が兼任していたが、平成11年度から担当者が不在となったことから、各学年のディレクターが日常生活の相談とともに心理相談も担当している。

しかし、これまでの経過からみて、専門的なカウンセリングが必要な事例が予測されるので、より専門的な相談に対処できるように早急に対策を考える必要がある。

(3) 修学資金貸与事業

人物・学業が共に優秀で、かつ健康であり、経済的理由により修学困難な学生に対しては、日本育英会等の奨学金制度が設けられている。制度の種類と概要については表5-2のとおりである。奨学金貸与手続は、申請のあった学生について各奨学金制度の基準に基づいて、学生委員会において選考し、教授会で決定している。各年度の貸与状況は表5-3のとおりである。

奨学金を申請する学生は、日本育英会の無利息の第一種に希望者が多く、募集人数を超えた場合は、有利息の「希望21」に本人の意志を確認して変更している状況である。

今後、「無利息貸与制度」の拡充を図り、奨学生の返還金の負担軽減に努めてほしいところである。

表5-2 奨学金の概要

平成11年4月現在

	日本育英会	新潟県奨学金	新潟県看護職員修学資金
1 募集人数	第一種 : 12人 希望 21 : 5人	一般貸与 : 15人 特別貸与 : 1人	提出された申請書を審査し選考後、予算の範囲内で決定
2 貸付額	自宅通学 : 40,000円 自宅外 : 46,000円	37,000円	一般 : 16,000円 特別 : 32,000円
3 返還免除制度	第一種 : 無利息 卒業後返還 希望 21 : 年利 3%以内 卒業後返還	無利息 卒業後返還	県内で看護職員として継続して業務に従事した期間が3年であるとき

表5-3 奨学金等貸与の状況

各年度3月現在

			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
日本育英会	一種	自宅生	4	7	8	6	7	7
		自宅外	14	33	52	60	57	93
	二種	自宅外	9	13	14	9	5	10
新潟県奨学金			3	4	5	4	2	3
新潟県看護職員修学金			9	26	57	93	84	78
他 県			2	4	8	10	9	10

(4) 授業料減免審査

授業料については、「新潟県立看護短期大学規則」第10条及び「新潟県立看護短期大学授業料の減免及び納付期限延長申請手続き等に関する事務取扱要綱」に基づき減免及び納付期限延長の取り扱いを行っている。授業料の減免基準は表5-4のとおりである。また、各年度の免除者数と免除額は表5-5のとおりである。なお、免除対象から外れた学生で修学困難なことを理由に退学を申し出た学生は現在までいない。

表5-4 授業料の減免基準

減 免 対 象	減免する額	減免する期間
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者の世帯に属する者	授業料の全額	当該学期(3年を限度とする)
2 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)がその者と生計を一にする者の全てについて非課税とされている世帯に属する者	授業料の全額	当該学期(3年を限度とする)
3 天災その他特別の事情により市町村民税の減免を受けた者の世帯に属する者		
①減免措置が非課税額の1/2以上である場合	授業料の全額	当該学期
②減免措置が非課税額の1/2未満である場合	授業料の半額	当該学期

表5-5 授業料免除者の状況

(単位:人,円)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
授業料免除者	実人員	1	5	7	5	1	2
	延人員	2	9	13	10	2	4
	免除額	300,600	1,443,000	2,095,800	1,647,600	342,000	690,600
半額免除者	実人員	0	0	0	0	0	0
	延人員	0	0	0	0	0	0
	免除額	0	0	0	0	0	0

(5) 課外活動支援

ア 自治会活動支援

学生の自治会は第一期生により平成6年5月30日に設立され、自治会会則も制定された。

主な事業は大学祭の開催、サークル活動である。執行委員会の構成は「会長1名」「副会長1名」「書記1名」「会計2名」「幹事若干名」となっている。執行委員は現在では新年度の4月に選挙が行われ看護学科の2年生が選出されるのが恒例となっている。自治会費は年間3,000円で主に学園祭を中心に使用されている。

このほか「卒業生を送る会」「戴帽式後の祝賀パーティー」が例年自治会の主催として行われることが定着している。過去には、学生の親睦を図るための球技大会が行われたこともあるが、これは不定期である。大学祭は11月に“桜桃祭”として開学以来今まで7回行われている。各クラス・サークルが中心となり催物が決められるが、飲食関係が例年多いことから、もう少し「看護短期大学」として特色のある催物が多くなることを期待したい。なお、自治会活動は本来、学生が主体で行うべきものであるが、特に大学祭では外来者の出入りがあり、飲食物の提供による食中毒やその他の事故の危険性もあるため、大学側でも大学祭実行委員と事前に計画の内容、施設使用の予定等について協議を行い、場合により適切な指導を行っている。

イ 学内での課外活動支援

前項で述べたように、第一期生により自治会組織ができると同時に、課外活動も開始された。課外活動は大学の施設を使用することから、事務局に年度ごとに顧問の教員を決めて届け出ることとなっている

初年度には8サークルでスタートし、年度ごとに多少サークルの変更はあったが、平成12年度は11サークルとなっている。内容も初年度はスポーツ中心のサークルが主であったが、次第に文化的・社会的なサークルも増加している。サークル活動は、熱心な学生がいると活動が活発であるが、その学生が卒業すると活動が沈滞し、場合により消滅するようなこともある。基本的には、学生の自主性に任せるべきであるが、顧問の教員の関与もサークル活動の動向に、ある程度影響を与えるものと思われることから、この点は教員として支援できる機会であると思われる。

ウ 学外での課外活動支援

課外活動のうち、ボランティア関連のサークルは当然、課外活動が学外となることが多い。障害者・障害児を対象に課外活動を行っているサークルもあり、また、合唱サークルのように施設を回り、活動しているサークルもある。

阪神・淡路大震災を契機に、学生のボランティア活動を単位として認めるかどうかの問題となっているが、本学ではこれについての規定はない。本学のように実習が多い大学においては、補習を行うにしてもいろいろ困難な面があり、今後このような規定を作成するとしても、この点を十分検討する必要があるだろう。

エ 海外研修

本学では、交換留学など定期的な海外研修は行っていない。国際的に活躍できる人材を育成するためには、海外研修は必要不可欠からざることであることは明確であるが、本学としては実績はない。

(6) 学生生活相談

ア 日常生活の相談

本学では「ディレクター制」を取っており、1学年100人の学生を6人の教員が担当している（専攻科は地域2人、助産1人体制）。

悩みごとや相談ごとなど、学生が気軽に話ができるよう各担当教員の研究室へ自由に入出りができ、学生の要望に応じるられるよう配慮されている。

イ 自宅外通学生に関する相談

本学には学生寮の施設がなく、通学が困難な学生のためにアパート等の情報を適宜提供している。また新入生のためには、大学で独自に関係機関に依頼し、アパート情報を収集して情報提供を行っている。

一方、通学生のため自動車通学を届出制とし100台程度の駐車スペースを確保している。その他自転車、バイク通学の学生用に駐輪場を設置している。

ウ アルバイトに関する相談

本学学生にふさわしいアルバイト先を、学生更衣室の掲示板に張り出して、学生の要望に応じている。

エ 事件、事故等の相談

事件、事故等については大小に関係なく、ディレクター又は事務局へ届け出るよう義務付けており、必要により学生掲示板等で注意を促している。

また、所轄駐在所と緊密な連絡や情報交換を行い、学生に対する事件の発生防止に努めている。事故についても、怪我等が発生した場合を含め、保険請求等の手続き処理を、迅速に対応できる体制を取っている。最近の事件・事故報告届出件数を表5-6に示した。

表5-6 事件・事故届出件数

平成9年度	平成10年度	平成11年度
5件	4件	10件

(7) 新入生ガイダンス

新入生に本学のカリキュラムの特色、履修の方法を承知してもらうため、また、学生生活をより快適に過ごし、入学生の相互理解と融和を図ることと規律ある生活態度を身に付けてもらうために、学内ガイダンスと学外ガイダンスを分けて行なっている。

ア 学内ガイダンス

主な内容は、「カリキュラム」「履修手続き」「学生生活・健康管理」「心理相談」「学生相談」「図書館の利用」「奨学金制度」「施設の利用」「施設案内」である。

「学生生活・健康管理」のガイダンスでは、サークル活動及びアルバイト、健康診断、健康相談について、「学生相談」では、生活・学習相談について、更に「施設案内」では、学内の施設及び非常設備の案内を行っている。

また、平成10年度から、自治会による自治会・サークル案内説明会も取り入れて行っている。

イ 学外ガイダンス

当地域外からの入学生に上越の歴史及び地理を学習してもらい、早く慣れることを目的として、上越市内見学を行っている。その後、妙高少年自然の家に一泊し、ゲーム等の活動を通じて学生相互の理解を図るとともに、互いの融和と協調性を高めている。

ウ 今後の課題

学内ガイダンスは、内容が多くなってしまいが、学生生活を円滑に進めて行くためには必須である。さらに学内ガイダンスを充実させるため、学生の要望を取り入れ自治会の参加を促して、前述したように自治会及びサークル活動案内が行われるようになっていく。

学外ガイダンスは、開学年度は予め施設を確保していなかったことから、行われなかった。代わりに本学体育館で学生の親睦を図る催しが行われた。

翌平成7年度からは、宿泊を伴う学外ガイダンスが毎年行われている。新入生に実施したアンケート調査では、「友達を作る良い機会になった」など、72名の回答中58名が「良かった」と回答していた。当初は教員全員が引率していたが、学年数が増え、更に専攻科も併設されたことや、3年生の臨床実習オリエンテーションの時期と学外ガイダンスの時期が重なるなど、引率できる教員が少なくなってきた。

そこで、平成11年度に教員にもアンケート調査を行った。その結果、30名中18名から「学外ガイダンスのような行事を行うことは良いが、形を変えて行う方が良い」との回答があり、また、「時期を変えて行う」「学生自治会主体で行う」などの意見があった。しかし、学生の親睦を図る良い機会でもあり、また、一旦中止すると復活するのが難しいとの考えもあり、最小限新入生のディレクターと学生委員会の教員は参加するように努力しているところである。

以上のように、学外ガイダンスを行うにも色々な問題があることも事実であり、今後、どのようにしたら最善かを検討することが必要と思われる。

2 卒業・修了生の進路指導

(1) 進路指導に関する組織

平成8年度に看護学科の第1回生が卒業するため、平成7年度に「新潟県立看護短期大学進路指導実施要綱」が検討され、平成8年度最初の教授会で承認された。

この要綱では、進路指導を円滑に行なう実施機関として「進路指導プロジェクトチーム」を設置すること、そのメンバーとして①看護学科長、学生部長、教務学生課長及び図書学生係長、②教授・助教授及び専任の講師若干名があたることが定められている。

②のメンバーは実際に学生の進路指導にあたるメンバーであり看護学科3年生の担当として、ディレクターのうち助手を除いたA・B組各2名と特別に選ばれた2名、合計6名で、1名当り16～17名の学生を受け持つ。

また専攻科の「地域看護学専攻」はディレクター2名、「助産学専攻」はディレクター1名で担当している。したがって合計のメンバーは14名である（この他、看護婦国家試験での不合格者が多かった年度に、これらの学生専任の担当を1名増加したことがある）。

年度始めに「進路指導プロジェクト」のメンバーが学長から指名されると、まず会議が召集され、担当の学生を確認する。これと同時に看護学科の3年生及び専攻科学生に対して、ガイダンスの際に「進学希望」か「就職希望」かのアンケートを配布し、その動向を把握している。

このアンケートに基づき、担当の教員が学生に面接指導を行う。学生は夏季休業の間、病院見学等で次第に希望が絞られていくようである。就職・進学試験のために、「推薦書」「内申書」等の書類が必要な場合は担当の教員がそれを作成している。

(2) 就職・進学先状況

過去の就職・進学状況は以下のとおりである。

表5-7 看護学科生の就職、進学状況 (単位：人)

年度 (平成)	卒業者・出身地			就業者数		進学者数		その他
	総数	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
8	96	75	21	34	21	29	6	6
9	96	77	19	34	22	28	8	4
10	97	75	22	38	30	25	4	0
11	99	72	27	38	24	32	3	2

表5-8 地域看護学専攻生の就職、進学状況 (単位：人)

年度 (平成)	修了者数・出身地			就業者数		進学者	その他
	総数	県内	県外	県内	県外		
9	44	30	14	29	15	0	0
10	45	33	12	31	14	0	0
11	45	35	10	32	11	1	1

表5-9 助産学専攻生の就職、進学状況（単位：人）

年度 (平成)	修了者数・出身地			就業者数		進学者
	総数	県内	県外	県内	県外	
9	15	14	1	9	6	0
10	14	12	2	8	5	1
11	15	12	3	11	4	0

看護学科の教育目標と就職先との関連性、地域発展への寄与

本学の教育は、「生命への畏敬の念をもつこと」と「人権尊重」を基本理念とし、科学性・合理性と豊かな人間性及び柔軟な感性をもつ看護の専門家を育成することを目的としている。

就職先をみると、県内では総合病院に多く就職できている。

また、県外でも大学附属病院等を含む総合病院に就職できている。就職は需要がないと果たせないことはもちろんであるが、今のところ、教育目標と合致した就職ができていないものと考えられる。

本学の設置母体は新潟県であり、その目的のひとつに、本県の保健医療水準を向上させることがある。県外就職・進学者の多くは県外出身者であることも考慮すると、県内出身者の多くは、今まで約200名が県内に就職していることは地域発展に少なからず寄与していると考えている。

就職・進学資料室の整備状況

「就職・進学資料室」はひとつの部屋として設置されていない。2階の廊下脇のロビーに「進路情報コーナー」を設けてあり、ここに本学を直接訪れて置いて行ったり、あるいは郵送されてきた、就職・進学・編入学に関する資料が、各病院・学校別に、また県内・県外別に整理されて並べられ、学生がいつでも閲覧できるようになっている。

ここには、看護婦国家試験の過去の問題集や、就職・進学のパンフレットなども置かれ、文字通り進路に関するあらゆる情報源となっている。

情報化社会に基づき、就職・進学情報もインターネットのホームページ化される状況にあることから、進路情報コーナーにも、将来はパーソナルコンピュータを備える等の設備の充実が必要となってくる。それにより、現在のような場所では手狭となることから、部屋の確保等施設の充実を図る必要があるものと考えられる。

就職・進学ガイダンス及び就職・進学活動

学生を一同に集めてのガイダンスは、新学期の初めに全体についてのものを行うだけで、就職・進学についてのガイダンスは行っていない。就職・進学については、進路指導教員のアドバイスを受けながら、大部分の学生は自分で病院や学校の見学を行ったり、資料を参考にしたりして決定している。特に就職については、一部の病院から、求人がある病院を全て集めた、合同説明会の開催要望もあるが、実習時期で学生を全員召集するのが難しいことなどもあり、今のところ行われていない。

就職・進学活動で学生がいくつもの病院・学校の試験を受けるため、その把握が難しく、このため就職・進学試験を受けた学生に対しては、進路指導教員にその結果を報告するとともに、就職・進学内定届を図書学生係に提出させ、把握に努めている。

しかし、一部の学生で報告や内定届の提出がない場合があり、正確な状況がつかめていないのが現状である。進路担当教員からこの点を学生に徹底させているが、最終的には学生個人の問題のため対応に苦慮をしている。

今までの学生の進学先としては、圧倒的に本学の専攻科に進学するものが多く、定員の約半分を占める推薦枠の半数を本学出身者が占めている。

専攻科への進学に関して問題となった点は、推薦入学の場合には、県内の職場に就職することが前提となっているが、修了後、他県の職場に就職する学生がいたことである。

最近では推薦書を書く段階においてこの点を強調するようにしている。

このほかの進学先としては、県外出身者が地元の専攻科に入学する学生、一部養護教諭を目指し、教育学部特別別科に入学する学生もいる。4年制大学への編入を試みた学生も数名いるが、現在までに入学した学生はいない。

(3) 国家試験対策

国家試験については、4月のガイダンスでなるべく早くから対策を立てて置くように学生に周知している。しかし、実習が始まるために大部分の学生は、夏季休業頃から対策を始めるようである。

本学の看護婦国家試験対策として、3年次生が臨床実習を終える毎年10月に教員による国家試験の模擬試験を平成8年度より実施している。基礎看護学、成人看護学等各専門分野別に教員が国家試験の出題を参考にして問題を作成し、授業終了後12回にわたって1時間程度の試験を行い、その後30分程度の答え合わせと解説を行っている。

出題に当たっては、なるべく最近の国家試験の出題傾向に沿った問題を作成するようにし、また、回答形式も国家試験に準じ、なるべくマーク方式にするようにしている。

試験後、担当教員は解答用紙を回収し、成績一覧表に成績を転記し、気のついた点や問題点についても記載している。この成績一覧表は図書学生係に提出され、全科目終了後の集計された結果が進路指導プロジェクトに議題としてあげられる。

また、看護学科も専攻科も業者主催の全国模試に参加し、学生自身の知識の程度を知るとともに、試験の雰囲気慣れてもらうようにしている。この試験には毎年全員が参加している。教員の模擬試験や業者の模擬試験で成績の芳しくない学生に対しては、進路指導の教員が弱点について努力するよう指導を行っている。

国家試験は2月下旬東京都で行われているが、この時期には各大学の入学試験と重なり宿泊場所の確保が難しいため、学生から希望を取って旅行会社に早めに宿泊場所の斡旋を依頼している。この時点では試験がどの施設で行われるかは決まっていないが、ど

こになっても対応できるように、交通の便の良い場所に宿泊場所を確保するようにしている。なお、学生の不安を少しでも取り除ければと、最初の3年間は教員が2～3人付き添って行ったが、平成11年度より中止したけれども特に問題がなかったため、今後はこの対応で経過を見て行く予定である。